

川崎市議会告示第 1 号

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄

川崎市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
川崎市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和５年川崎市議会告示第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「免許証の番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第１３号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第１４号及び第１５号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改める。

第６条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第１０条第７項第１号及び第２号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１３条の見出しを「（開示決定の際に通知すべき事項）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。